契 約 説 明 書

入札順　　4／4

工事名	東野共同調理場修繕工事
工事場所	豊田郡大崎上島町東野
入札（予定）年月日	令和7年6月24日（火） 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定工期	着手　契約締結の日の翌日 完成　令和7年8月29日
特約事項	前金払　：　有　（4/10以内） 中間前金払　：　有　（2/10以内） 部分払　：　無
最低制限価格	有
契約保証金	免除。（ただし、本年度及びその前2年度の間に本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。）
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入　札　条　件

1　入札保証金

大崎上島町財務規則第 98 条第 2 項の規定により、免除する。

2　契約保証金

契約の保証は、免除とする。ただし、本年度及びその前２年度の間に本工事と種類を同じくし､かつ規模を同等以上とする契約を町又は国若しくは他の地方公共団体と２回以上にわたって締結した実績が無い場合は、契約の保証の納付を要する。

3　入札執行上の注意事項

⑴　入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。

⑵　入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。

⑶　入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。

⑷　入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

⑸　提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は認めない。

⑹　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4　代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5　工事費内訳書について

⑴　この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

　工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。

（ア）　提出者の商号又は名称及び代表者名

（イ）　当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所

⑵　工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。

⑶　提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。（その者の行った入札を無効とする。）

（ア）　記名押印がない場合

（イ）　工事名に誤りがある場合

（ウ）　本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合

（エ）　入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合

⑷　入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。

⑸　入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。

⑹　工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

⑺　提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6　落札者の決定

⑴　落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

7　無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　工事名に誤りがある場合

⑶　記名押印のない入札

⑷　金額を訂正した入札

⑸　入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。

⑹　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

⑺　入札者が２以上の入札をしたとき。

⑻　他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をして入札をしたとき。

⑼　入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

⑽　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

⑾　工事費内訳書の提出がないとき。

8　再度入札

再度入札は行わない。

9　入札の辞退

⑴　指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

⑵　指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

（ア）　入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。

（イ）　入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

⑶　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10　入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

⑴　入札前にあっては､指名を受けた者が１人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合

⑵　入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者１人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11　建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年度法律第１０４号。以下「法」という。）第９条第１項に規定する**「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）**を請け負おうとする者は、法第 12 条第１項に基づき、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第１３条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成１４年国土交通省令第１７号。以下「省令」という。）第４条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から５日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第１２条第１項に基づく書面」を提出し、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

⑴　「法第１２条第１項に基づく書面」は、別紙様式（１２条関係様式）により作成すること。

⑵　「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」は、別紙様式（１３条関係様式）により作成すること。

⑶　「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。

⑷　「法第１３条及び省令第４条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

①　コンクリート

②　コンクリート及び鉄から成る建設資材

③　木材

④　アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計　８０㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計　５００㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額　１億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額　５００万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12　現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表を契約締結後１４日以内に届け出ること。

13　建設業退職金共済制度について

受注者は、工事（当分の間、請負代金額が３００万円以上の工事に限る。）に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14　その他の留意事項

⑴　刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。

⑵　建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。

⑶　入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15　質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

⑴　提出方法

書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。

⑵　提出期限

原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

仕　様　書

件　　名　　東野共同調理場修繕工事

場　　所　　豊田郡大崎上島町東野

期　　間　　契約日の翌日　　～　　令和7年8月29日

概要	特記事項
内壁修繕	

番号	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
	東野共同調理場修繕工事							
A	建築工事		1	式				
	（小計）							
	共通仮設費		1	式				
	現場管理費		1	式				
	一般管理費		1	式				
	合計							
	消費税							
	総合計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
A	建築改修工事							
1	仮設工事		1.00	式				
2	内装工事		1.00	式				
3	衛生･給排水工事		1.00	式				
4	発生材処理工事		1.00	式				
	計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
1	仮設工事							
	内部足場	並列	15.50	m				
	物品移動		1.00	式				
	養生		30.90	㎡				
	清掃後片付け		30.90	㎡				
	小 計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
2	内装工事							
	《撤去工事》							
	壁GB＜12.5＞GL工法	仕上ケレン下地調整（一部撤去）	20.20	㎡				
	壁LGS下地GB＜12.5+9.5＞	仕上ケレン下地調整（一部撤去）	7.60	㎡				
	柱型　ケイカル板＜25＞	仕上ケレン下地調整（一部撤去）	14.60	㎡				
	ｽﾃﾝﾚｽ貼り（GL下）	仕上撤去	1.10	㎡				
	ｽﾃﾝﾚｽ貼り（ケイカル下）	仕上撤去	1.40	㎡				
	ビニル巾木h300	一部撤去	1.10	m				
	モルタル合成樹脂塗床巾木h300	仕上ケレン下地調整（一部撤去）	5.30	㎡				
	柱型コーナー金物	一部撤去	25.00	m				
	《内装仕上げ工事》							
	キッチンパネル（メラミン不燃化粧板）新	仕上新設	39.90	㎡				
	ｽﾃﾝﾚｽ貼り	仕上新設	2.50	㎡				
	ビニル巾木h300	新設	1.10	m				
	合成樹脂塗床巾木h300	新設	5.30	㎡				
	柱型等コーナー金物（キッチンパネル	出隅・入隅・端部　アルミ製新設	70.50	m				
	取り合いシーリング		1.00	式				
	小計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
3	衛生・給排水工事							
	《衛生器具工事》							
	水栓ハンドル撤去		12.00	ヶ所				
	ロングレバーハンドル新設		12.00	ヶ所				
	《衛生器具工事》							
	壁改修に伴う給排水設備取外し	ラッキング保温材撤去	1.00	式				
	〃	給湯給水管止水撤去排水管取外し	1.00	式				
	〃	調理シンク、作業台一時取り外し	1.00	式				
	壁改修に伴う給排水設備再設置	給湯・給水配管取付、排水接続	1.00	式				
	〃	給湯・給水配管取付、ラッキング保温新設	1.00	式				
	〃	調理シンク、作業台再設置	1.00	式				
	小計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
4	発生材処理工事							
	【とりこわし発生材積込】							
	発生材積込	がれき類	0.10	m3				
	〃	ボード類	0.10	m3				
	〃	金属くず	0.50	m3				
	【とりこわし発生材運搬】							
	発生材運搬	がれき類	0.10	m3				
	〃	ボード類	0.10	m3				
	〃	金属くず	0.50	m3				
	島外搬出費		1.00	式				
	【とりこわし発生材処分】							
	発生材処分	がれき類	0.10	t				
	〃	ボード類	0.10	t				
	〃	金属くず	0.10	t				
	小計							

東野共同調理場修繕工事

建築図

図番	図面名称	縮尺
A ／ 01	特記仕様書１	－
A ／ 02	特記仕様書２	－
A ／ 03	特記仕様書３	－
A ／ 04	配置図　付近見取り図	1/400
A ／ 05	改修前後　仕上表　１階平面図	1/150
A ／ 06	改修前後　１階平面詳細図	1/75
A ／ 07	改修前後　展開図	1/75
A ／ 08	改修前後　厨房機器リスト	1/100

株式会社　　Ｋ構造研究所

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称：東野共同調理場修繕工事　　仕　様　書

2．工事場所：広島県豊田郡大崎上島町東野
　　用途地域　（指定なし）
　　防火地域　（指定なし）

3．敷地面積：－

4．構造規模：－

5．工事種目：空調設備更新工事に伴う建築工事

6．別途工事　－

7．調査協力について

本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。

（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

（2）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後

（3）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃

（4）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５５条に定める期間内

（5）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置

（1）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること

（2）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき実施すること

9．現状復旧

工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと

10．主要資材等

（1）主要資材を購入しようとする場合は，極力県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする

（2）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと

（3）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，可能な限り県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成３１年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様

（1）項目は番号に○印のついたものを適用する

（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する
　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　⊙印と ◎ 印のついた場合は共に適用する

（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと

（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。

（6）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　　目	特　　記　　事　　項
1 一般共通事項	1	適用基準等	※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱 ※建築工事安全施工技術指針
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	3	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	4	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	5	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	6	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 　処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの 　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 　・第一次判定 　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 　採取箇所数　計　箇所 　採取箇所　※図示 　・第二次判定 　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 　分析個数　計　箇所 　・除去処理工事 　除去範囲　※図示 ⊙せっこうボードの処理 　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による 　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード 　・製造業者に回収委託 　・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード 　・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない
1 一般共通事項	7	建設発生土	※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　⊙場内指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする 　搬出場所 ※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする
	8	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	9	材料の品質等 ［1．4．2～5］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料 床型枠用鋼製デッキプレート　オーバーヘッドドア 鉄骨柱下無収縮モルタル　防水剤 無収縮グラウト材　現場発泡断熱材 乾式保護材　フリーアクセスフロア 既成調合モルタル　可動間仕切 ルーフドレン　移動間仕切 吸水調整材　トイレブース アルミニウム製建具　煙突用成形ライニング材 鋼製建具　天井点検口 鋼製軽量建具　床点検口 ステンレス製建具　グレーチング 錠前類　屋上緑化システム クローザ類　トップライト 自動扉機構　エポキシ樹脂 自閉式上吊り引戸機構　ポリマーセメントモルタル 重量シャッター　既成調合目地材 軽量シャッター　鋳鉄製ふた
	10	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
	11	施工数量調査 ［1．5．2］	調査範囲　※外壁（匠，笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
	12	調査のための破壊部分の補修 ［1．5．3］	補修方法　※図示 補修範囲　※図示
1 一般共通事項	13	技能士 ［1．6．2］	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業
		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		合成ゴム系シート防水工事作業
		塩化ビニル系シート防水工事作業
		セメント系防水工事作業
		シーリング防水工事作業
		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
※技能士においては，積極的な活用を図ること。		
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

14	化学物質の濃度測定 ［1．6．9］	（1）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材、断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （4）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は，上記（2）～（4）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，（1）の規定を満たすこと
15	中間技術検査 ［1．7．2］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
16	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする （1）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，４Ａ版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：１部 （3）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （4）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （5）保管 工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること
17	完成時の提出図書 ［現場説明事項による］	※提出を要する　完成図書：１部 竣工図の種類（※全て　・　） 竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　.※普通紙　・不要 竣工図　二つ折製本（・Ａ1版　部　・A2版　1部　・Ａ3版　2部） 竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること ・型式台帳 型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
18	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
19	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
20	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
23	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　三十四　）
24	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
25	施工中の安全確保	⊙同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ⊙労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
26	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける
27	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月１回１部提出すること
28	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
・ＡＬＣ工事		年	
		年	

2 仮設工事	1	騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート　［2.1.3］ 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※　工事に必要な範囲
	2	足場等	［2.2.1］［表2.2.1］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 防護シート　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 内部足場　⊙ 設置する（ ※ 脚立、足場板等　・　　）　・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※ Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　） Ｄ種：利用可能な階段（　　）
	3	既存部分の養生	養生方法等　［2.3.1］ ⊙ 既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ⊙ 既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 保管場所　※ 構内既存施設内　・ ・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4	仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示　［2.3.2］ 仮設間仕切りの種別と材質等 ・Ａ種　※ Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の仕上げ材 ※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・合板（普通合板 厚さ9mm） Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　※ 行わない　・ 行う Ａ種のグラスウールの充填 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） ・行わない 仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・
	5	監督職員事務所等	・ 設ける　m2程度　⊙ 設けない　［2.4.1］ 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	6	工事用水	構内既存の施設　⊙ 利用できる（ ⊙ 有償　・ 無償）　※ 利用できない ⊙協議による
	7	工事用電力	構内既存の施設　⊙ 利用できる（ ⊙ 有償　・ 無償）　※ 利用できない ⊙協議による
	8	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	9	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（サイズは別紙による）　・工事概要等の説明看板（サイズは別紙による）
	10	交通誘導員	※配置する　・配置しない ※大型車両進入時　（ ）人／日 ・常時配置　（ ）人／日
3		防水改修工事	
4-1		外壁（内壁）改修工事（改修材料）	
4-2		外壁（内壁）改修工事（ひび割れ部改修）	
4-3		外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁）	
4-4		外壁(内壁）改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁（内壁））	
4-5		外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）	
4-6		外壁改修工事（塗り仕上げ外壁）	

5 建具改修工事

1 改修工法 [5. 1. 3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミ製建具		・	・	※ 建具表による
・樹脂製建具		・	・	※ 建具表による
・鋼製建具	・外部	・	・	※ 建具表による
	・内部	・	・	※ 建具表による
・鋼製軽量建具		・	・	※ 建具表による
・ステンレス製建具		・	・	※ 建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※ 図示
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

2 防火戸 ・適用する 指定箇所（ ※ 建具表による ・ ） [5. 1. 4]

3 建具見本の製作 ※ 製作しない ・製作する（ ・納まり等が分かる程度のもの ・ ） [5. 1. 5]

4 防犯建物部品 ・適用する 適用箇所（ ※ 建具表による ・ ） [5. 1. 7]

5 アルミニウム製建具
性能値等 [5.2.2～5] [表5.2.2]
・耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書表5.2.1による種別
外部に面する建具の種別 ・Ａ種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
・Ｂ種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
・Ｃ種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
（建具符号： ・建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
（建具符号： ・建具表による ・ ）
耐震ドア 面内変形追随性の等級（ ）
（建具符号： ・建具表による ・ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
枠の見込み寸法 ※ 建具表による ・

表面処理
外部に面する建具 種別 ・BB-1種 ・BB-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ブラック ） ・特注色（ ）

屋内の建具 種別 ・BC-1種 ・BC-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ） ・特注色（ ）

結露水の処理方法 ※ 図示 ・
水切り板、ぜん板 ※ 図示 ・

6 網戸等 [5.2.3]

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 [5.2.2] [5.3.2～5]

8 鋼製建具 [5.2.2] [5.4.2～4] [表5.4.2]
性能等級（建具符号： ・建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・Ｓ－４
・Ｓ－５
・Ｓ－６
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.4.2による

9 鋼製軽量建具 [5.2.2] [5.5.2～4]
性能等級（建具符号： ・建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.5.1による
召合せ、縦小口包み板の材質 ※ 鋼板

10 ステンレス製建具 [5.2.2] [5.4.2] [5.6.2～5]
性能等級（建具符号： ・建具表による ・ ） [5.7.2、3]
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・Ｓ－４
・Ｓ－５
・Ｓ－６
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SU5430J1L又はSUS443J1 ・
表面仕上げ ※ ＨＬ ・鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ(・ａ角 ・ｂ角 ・ｃ角)

11 建具用金物
金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標準仕様書表5.1.1及び適用は建具表による ・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.7.2による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.7.3による ・
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・

12 鍵 [5.7.4]
マスターキー ※ 製作する（ ４組） ・製作しない ・既存に組込む
鍵の製作本数 ※ 各室３本１組（室名札付き）
鍵箱 ・設ける（ 個用 組） ・設けない
[5.8.2、3]

13 自動ドア開閉装置
引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.1による
種類 ・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2
多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.2による
引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする
引き戸用検出装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.3による
種類 ・光線（反射）センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー
・電波センサー ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ
戸の開閉方式 ※ 建具表による
防錆 ・適用する ・適用しない
凍結防止措置 ・適用する ・適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置 [5.9.3]
性能値等 ※ 標準仕様書表5.9.1による
（試験方法）
（1）耐久性（開閉繰り返し）試験
閉については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（2）耐衝撃性試験
落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（3）気密性能試験
ＪＩＳ Ａ 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター [5.10.2、3]

16 軽量シャッター [5.11.2～4]

17 オーバーヘッドドア [5.12.2、3]

18 木製建具
建具材の加工、組立時の含水率 ※ Ｂ種 ・ （16. 7. 2～4）
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（ ・１類 ・２類 ）	
・天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・１類 ・２類 ）	
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・１類 ・２類 ）	

表面板の厚さ ※標準仕様書表16.7.6による ・
・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※建具表による ・
・ふすま
張りの種別（ ・Ｉ型 ・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※ 建具表による ・
・戸ふすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・
・紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・
枠の材料 ※ 木製枠（６章内装改修工事による）
・鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）
くつずりの材料 ※ ステンレス鋼板

18 ガラス （16. 9. 7、14. 2～4）（表16. 14. 1）
下記のガラス以外の品種、厚さの呼びによる種類等
※建具表による

19 ガラスブロック積み [5.13.5]

20 ガラス用フィルム

種 類	記号 内張り用	記号 外張り用	その他性能等
・日射調整フィルム	・ＳＣ－１	・ＳＣ－２	日射遮へい性能による区分 ・Ａ ・Ｂ ・Ｃ ・Ｄ ・Ｅ
・低放射フィルム	ＬＥ		熱還流率による区分 ・Ａ ・Ｂ ・Ｃ ・Ｄ
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ＧＩ－１	・ＧＩ－２	
・相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ＧＤ－１	・ＧＤ－２	
・ガラス貫通防止フィルム	ＳＦ		ガラスの貫通防止性能による区分 ・Ａ ・Ｂ

品質 ＪＩＳ Ａ5759による

6 内装改修工事

1 他の部位との取り合い等
既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲 [6. 1. 3]
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※ 既存のまま ・図示

2 既存床の撤去及び下地補修
ビニル床シート等の撤去 ※ 仕上材のみ（接着剤とも） [6. 2. 2]
・下地モルタルとも（ ・図示の範囲 ・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、４章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲 ※ 改修部の端部より１ｍ程度

3 既存壁の撤去及び下地補修
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6. 3. 2]
※ 改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置 ※ 図示 ・ ）

4 木下地等の表面仕上げ [6. 5. 1]

表面仕上げの種別		適用箇所
機械加工	・Ａ種	
	・Ｂ種	
	・Ｃ種	
手加工	・Ｈ－Ａ種	
	・Ｈ－Ｂ種	・カーテンボックス・額縁
	・Ｈ－Ｃ種	

5 製材 ・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 [6. 5. 2]

6 造作用集成材 ホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ [6. 5. 2]

7 造作用単板積層材 ホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ [6. 5. 2]

8 床張り用合板等 ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ [6. 5. 2]

9 防腐・防蟻処理 ・防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材 [6. 5. 5]

10 軽量鉄骨天井下地 野縁等の種類 [6. 6. 2～4]
屋外（ ※ 25形 ・ ） 屋内（ ※ 19形 ・25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・１ ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・図示 ・
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・
野縁の間隔 ・図示 ・
既存の埋込みインサート ・使用する ❍ 使用しない（引き抜き試験を行うことにより再使用可）
あと施工アンカーの確認試験
・行う（試験箇所数 ※屋内の場合、当該階において3箇所 ・ ）
（確認強度 ※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による ・ ）
・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ※ 図示 ・
・天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法 ※ 改修標準仕様書6.6.4(8)による ・図示
・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※ 図示 ・
・天井の下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所 ※ 高さが６mを超える天井 ・図示 ・
補強方法 ※ 「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号）第３第２項第二号に適合させる。
・図示

11 軽量鉄骨壁下地 スタッド、ランナーの種類 [6. 7. 3] [表6. 7. 1]
※ 改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※ 図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 標準仕様書14.5.4.(5)による

12 ビニル床シート ・図示 [6.8.2、3]

種類の記号	色柄	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ ＦＳ ・	・無地 ・マーブル柄 ・既存合わせ	・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性	※ 2.0 ・	

※目地処理（工法 ※ 熱溶接工法 ・ ） ・突付け（施工箇所： ）
特殊機能
帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS Ａ 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS Ａ 1454）1×10 ～Ｊ×10 Ω程度
ビニル床シート（消臭・抗菌）：サンゲツ Ｓフロア 消臭エスリューム 同等品以上
ビニル床シート ：サンゲツ Ｓフロア エスリューム・マーブル 同等品以上

13 ビニル床タイル [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ ＫＴ ・ＴＴ ・ＦＴ ・ＦＯＡ ・ＦＯＢ	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500	・帯電防止 ・防滑性	※ 2.0 ・2.5 ・3.0	

特殊機能
帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS Ａ 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS Ａ 1454）1×10 ～Ｊ×10 Ω程度

14 接着剤 [6.5.3、4] [6.8.2] [6.9.3] [6.11.4、5]
接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・居室は規制対象
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示

15 ビニル幅木 [6.8.2]
・図示
材質の種類 ※ 軟質 ・硬質
高さ（mm） ※ 60 ・75 ・100
厚さ（mm） ※ 1.5以上 ・

16 ゴム床タイル [6.8.2]

17 カーペット敷き [6.9.3、4][表6.9.1]

18 合成樹脂塗床 [6. 10. 2、3]

19 防じん用塗床 材料 水性アクリル系樹脂塗材とし、製造所の指定する製品とする
工法 製造所の指定する工法とする

20 フローリング張り
G
複合フローリング [6.11.2～6]

種類	工法	樹種	種別	厚さ（mm）	間伐材等
・天然木化粧複合フローリング	・釘留め工法(根太張り) ・釘留め工法(直張り)	※ なら ・	・Ａ種 ・Ｂ種	・15 ・12	の適用 ・
	・接着工法	※ なら ・	※ Ｃ種 ・Ａ種 ・Ｂ種	・12 ・12 ・12	・
			・Ｃ種	・12	

フローリングの大きさ ※ 改修標準仕様書表6.11.2、4、6による ・
フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外
接着工法の場合の裏面緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート
現場塗装仕上げ ・行う
※ ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り
・行わない

21 畳敷き [6.12.2]
種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ※Ｄ種（畳床：・KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ※KT-Ⅲ ・KT-K ・KT-N）
下地の種類 ・ 標準仕様書表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン ）
・
畳表及び畳床にはホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

22 せっこうボードその他ボード及び合板張り [6.13.2、3]

種 類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15 ・20 ・25 ・
・中質木毛セメント板	MW	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板	NW	・15 ・20 ・25 ・
・硬質木片セメント板	HF	・12 ・15 ・18 ・21 ・
・普通木片セメント板	NF	・30 ・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ２（無石綿）・６ ・８
・ロックウール化粧吸音板	DR	❍ フラットタイプ（・９(不燃) ・12(不燃) ・ ） ・凹凸タイプ（・12(不燃) ・15(不燃) ・ ）
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25 ・
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・25(ガラスクロス包) ・
・せっこうボード	GB-R	・9.5（準不燃） ※ 12.5（不燃） ・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃） 化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5（準不燃） ・12.5（※不燃 ・準不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 （不燃） ・15 （不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D	12.5 （不燃）幅 440mm 程度 模様（・ 柾目 ・ 板目） 専用下地材有り
・化粧せっこうボード（トラバーチン模様）	GB-D	9.5（準不燃）
・普通合板		表板の樹種名 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな程度 ・ ） 板面の品質（ ） 厚さ（mm）（ ） 接着の程度（ ・１類 ・２類 ） 防虫処理（ ・行う ・行わない）
・天然木化粧合板		樹種名（ ） 接着の程度（ ・１類 ・２類 ） 厚さ（mm）（ ） 防虫処理（ ・行う ・行わない）
・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法（ ・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・１類 ・２類 ） 厚さ（mm）（ ） 防虫処理（ ・行う ・行わない）
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による厚さ （ ※ 1.2 ・ ）
・ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・３ ・７ ・９ ・12 ・
・単板張りパーティクルボード		・無研磨板 ＶＮ ・研磨板ＶＳ ・10 ・12 ・15 ・18 ・
・吸音化粧石膏ボード	GB-P	タイガースクエアトーン・Ｄ<9.5> 正面黒板上 タイガースクエアート<9.5> （吸音なしタイプ）
・化粧パーティクルボード Ｇ		・単板オーバーレイ ＤＶ ・プラスチックオーバーレイ ＤＯ ・塗装 ＤＣ ・10（難燃） ・12（難燃） ・
・ハードボード（素地） Ｇ	HB	・無研磨板（ ・スタンダード ・テンパード ＲＮ） ・研磨板 （ ・スタンダード ・テンパード ＲＳ）
・ハードボード（化粧） Ｇ		・内装用ＤＩ ・外装用ＤＥ ・2.5 ・3.5 ・５ ・７ ・
・インシュレーションボード	IB	A級（ ・天井仕上げ ・内装仕上げ ・ ） ・９ ・12 ・15 ・18 ・

せっこうボード等の下地は図示による。
軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材
※ シーリング材 ・ジョイントコンパウンド
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・
合板類の張付け ※ Ｂ種 ・Ａ種
せっこうボードの目地工法 ・仕上表による ・

23 壁紙張り ホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・居室は規制対象 [6.14.2、3]

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	プラスチック	無機質	その他	防火性能	備考
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル・プラスター面の下地調整の種別 ※ RB種
コンクリート面の下地調整の種別 ※ RB種
せっこうボード面の下地調整の種別 ※ RB種

24 モルタル塗り [6.15.3、6]
モルタル ※ 現場調合材料 ・既調合材料（材料 ）
既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ） 形状（ ※ 図示 ・ ）
・設けない
床の目地 ・設ける（目地割り ※ ２m2程度（最大目地間隔３m程度 ・ ）
（種類 ※ 押し目地 ・ ）
・設けない
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験
・適用する ・適用しない
建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤

株式会社 K構造研究所
広島市南区金屋町２－１５
TEL (082) -569-8808 FAX (082) 569-8807
1級建築士事務所 17（1）第0689号
1級建築士 229916号 豊田隆雄
担当 1級建築士 第363328号 今田 雄貴

25 タイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル（ ※ 縦、横とも4m以内ごと　・ 図示　・　　）
　　床タイル以外（ ※ 図示　・　　）

・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

施工箇所	形状/寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性		備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	有	無	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

耐滑り性：JIS A 1509-12（セラミックタイル試験方法ー第12部：耐滑り性試験方法） で規定する
　C.S.R値は0.4～1.0とする。
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・ 行う　※ 行わない
見本焼き　・ 行う　・ 行わない

既調合モルタル
　モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤
　等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能）

項目		品質・性能	項目	品質・性能
保水率		70.0%以上	長さ変化率	0.2%以下
単位容積質量		1.80ｋｇ/Ｌ以上	曲げ強さ	0.4N/mm2以上
接着強さ	標準時	0.6N/mm2以上		
	温冷繰り返し後	0.4N/mm2以上		

26 セルフレベリング材塗り

種類及び品質　・ せっこう系　・ セメント系
標準塗厚（mm）　※ 図示

7 塗修改装塗工事

1 材料

[7. 1. 3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※ 規制対象外　・居室は規制対象
防火材料　※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
　　・ 次の箇所を除き防火材料とする（ ・　　）

2 下地調整

[7.2.1～7]

塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※ 塗替え面積の３０％
下地調整

下地面の種別	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	ー
木部	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	ー
鉄鋼面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種	ー
亜鉛めっき鋼面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種	ー
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※ＲＢ種　・	ＲＣ種	ー
モルタル面、プラスター面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う
コンクリート面（ＤＰ以外） ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種	・行う
押出成形セメント板面	・ＲＢ種　・ＲＣ種	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う
コンクリート面（ＤＰ）	・ＲＢ種　・ＲＣ種	ＲＡ種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	ー

3 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別

[7.3.2、3]

塗装面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	※Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	※Ａ種　・	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・	※Ａ種　・
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｃ種	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	Ｃ種	※Ａ種　・

4 仕上げ塗料塗り

[7.4.2～7. 14. 2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り （ＳＯＰ） 塗料の種類　※１種　・２種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面 （鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面 （鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
・クリアラッカー塗り　（ＣＬ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り （ＮＡＤ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ） 上塗り等級 ・１級 ・２級 ・３級	鉄鋼面	・Ａ種　・Ｂ種 ・Ｃ種	Ａ種
	亜鉛めっき鋼面	・Ａ種　・Ｂ種 ・Ｃ種	Ａ種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種
・つや有合成樹脂エマルション ペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	プラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内木部	※Ｂ種　・	※ Ａ 種
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り （ＥＰ）		※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り （ＥＰ－Ｔ）		※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り　（ＵＣ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・オイルステイン塗り　（ＯＳ） （塗料　・水性　・油性）			
・木材保護塗料塗り　（ＷＰ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
　※ 改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※ 改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

8 耐震改修工事

9 環境配慮改修工事

10 その他

1 フリーアクセスフロア

既存舗装の撤去及び再利用　※ 図示

（20. 2. 2）

構法	・ 置敷式	・ 支柱調整式
所定荷重	※ 3,000Ｎ　・ 5,000Ｎ	※ 3,000Ｎ　・ 5,000Ｎ
耐震性能	・ 1.0Ｇ　・ 0.6Ｇ	・ 1.0Ｇ　・ 0.6Ｇ
パネル寸法（mm）		
高さ（mm）		
表面仕上材	※ タイルカーペット ・ 帯電防止床タイル	※ タイルカーペット ・ 帯電防止床タイル
施工箇所	※ 図示	※ 図示

寸法精度
　※ 標準仕様書20.2.2(b)(5)(a)～(c)による

スロープ及びポーダー　※ 製造所の仕様による　・ 図示
配線用取り出しパネル
　フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※ 製造所の仕様による　・ 20～30パーセント
　配線取り出し開口　※ 製造所の仕様による
　　・ パネル枚につき、40mm×80mm程度の開口１箇所以上

2 表示

（20. 2. 10）

案内用図記号はJIS Z 8210による。
誘導標識、非常用進入口等の表示　※消防法に適合する市販品　・
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等
　※ 図示

3 ブラインド

（20. 2. 12）

形式	操作方法	種類	スラットの材質	スラット幅(mm)	ボックスレールの材種	幅・高さ取付箇所
・横形	※手動	※ギア式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製	※ 25 ・	※鋼製 ・	※図示 ・
	・電動	ー				
・縦形	※手動	※２本操作コード式 ・１本操作コード式	※アルミスラット ・クロススラット	・ 80 ・ 100	アルミニウム合金製	※図示 ・
	・電動	ー				

アルミスラットの材質　焼付け塗装仕上げ
クロススラットの材質　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工

4 ロールスクリーン

（20. 2. 13）

材種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	取付箇所	備考
・ ガラス繊維製 ・ 合成・天然繊維製 ・ 木製 ・	・ 電動式 ・ スプリング式 ※ チェーン式	・ １級 ・ ２級 ・ ３級 ・	※ 図示 ・	※ 図示 ・	

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料
　※ 製造所の仕様

5 カーテン

（20. 2. 14）

形式		開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ	・ドレープ	※図示 ・	
						（暗幕）

暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※ 300mm以上

6 カーテンレール

（20. 2. 14）

材料による区分　※ アルミニウム又はアルミニウム合金の押出し成型材
　　・ ステンレス製
強さによる区分　※ 10-90
仕上げ　※ アルマイト
形状　※ 角形

7 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝型×深さ（mm）　・ 90×150　・ 120×80　・ 120×150　・ 150×80　・ 図示
材質　・ 集成材（仕上げ：　　）
　　・ アルミニウム製　押出し型材（市販品）
　　表面処理　・ BC-1　・ BC-2（※標準色（　　）　・ 特注色（　　））
　　・ 鋼製（仕上げ：　　）

8 天井点検口

材種	寸法（mm）	形式		外枠	内枠
※ アルミニウム製	◎ 450×450 ・ 600×600	※ 一般形	・ 屋内外用 ※ 屋内用	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ
・	・	・ 気密形			

（品質・性能）
内外枠の材質　アルミニウム製
　JIS H 4100 A6063S-5又は同等の性能を有するもの
　表面処理　陽極酸化皮膜JIS H 8601(AA6)又は同等の性能を有するもの
　　（外部に用いる場合は、JIS H 8602のB種又は同等以上の性能を有するもの）
内枠及び外枠のコーナーピース
　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
外枠の取付け金物
　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
内枠の仕上げ材留付金物
　アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの
耐久性能（繰り返し開閉試験）
　（1）50回、100回、300回の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内。
　（2）開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。
枠の寸法許容差　±0.5mm以内
外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
（1）試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。
　吊り金物は、外枠を天井下地取付用補強材に直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB－R0難燃2級又は発熱性２級以上）二重張りとする。
（2）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
（3）測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。

9 床点検口

材種	寸法（mm）	形式		備考
・ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 鋼製	・ 450×450 ※ 600×600 ・	・ 一般形 ・ 密閉形	・ 屋内外用 ・ 屋内用	・ 鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
（品質・性能）

部材名	材質	屋内外用	屋内用
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材	JIS H 4100のA6063S -T5 （表面処理）JIS H 8602のB種又はJIS H 8601のAA15	
	ステンレス製	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度
	鋼製	ー	標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
二重蓋の中蓋	錆鉄	JIS G 5501のFC150、FC200	
	その他	塩化ビニル樹脂製等	
目地材	黄銅	JIS H 3100 のC2600、C2720、C2801 JIS H 3250 のC3602、C3604	
	ステンレス	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304	
底板材コーナーピース底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308のSUS304	JIS G 4305のSUS430
	アルミニウム板	JIS H 4000(A1100P H24) 表面処理：陽極酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(B)	ー
	鋼材	ー	鋼製又はJIS G 3313にメラミン樹脂焼付塗装若しくは、標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等枠の材質、形状に適した弾力性、密着性、気密性を有するもの	
アンカー材 取手		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの 黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする	
鍵		黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする	
蓋の耐荷重性能		蓋中央部が荷重値Pn=1,000Nにおいて残留たわみが点検口の有孔径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること 。	

受け枠寸法の許容差　±0.5mm以下
蓋付寸法の許容差　±0.5mm以下
受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
耐荷重試験
　試験体は、張物用とし、600mm角程度、枠見込みは、40mm以下とする。
　試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。
　本試験前に200Ｎを加圧した後、本試験を行う。
　本試験は、1,000Ｎで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。
　測定は、蓋中央部にかかる加圧を200Ｎ増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Ｎまで3回繰り返す。

10 手すり

材質	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
・ 集成材	・ クリアラッカー　・	・ 35　・ 45　・	
・ ステンレスパイプ	・ ＨＬ程度　・		
・ 鋼製パイプ	・ ＳＯＰ　・ ＥＰ－Ｇ		
・ ビニル製ハンドレール			

11 天井見切り縁等

壁及び下がり壁と天井の取合いの見切縁（天井見切縁、下がり壁見切縁）の材種
　※ アルミニウム既製品　・ ビニル既製品

12 視覚障害者用床タイル（視覚障害者誘導用ブロック）

（11. 2. 2、19. 2. 2）

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内		・ 塩化ビニル製	※ 300×300　・	・ 7.0　・
		・ セラミックタイル	※ 300×300　・	・
		・ レジンコンクリート製	※ 300×300　・	・
		・ コンクリート製		
屋外		・ セラミックタイル	※ 300×300　・	・
		・ レジンコンクリート製	※ 300×300　・	・
		・ コンクリート製		

13 鉄筋

突起の形状、配列及び寸法は JIS T 9251による
８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（5. 2. 1）(表5. 2. 1)

種類の記号	呼び名	備考
※ ＳＤ２９５Ａ	※ Ｄ１６以下	
※ ＳＤ３４５	※ Ｄ１９以上	

14 溶接金網

８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（5. 2. 2）

種類	網目寸法、鉄線の径（mm）	備考
※ 溶接金網		
・ 鉄筋格子		

15 鉄筋の継手及び定着

８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（5. 3. 4）
鉄筋の継手の方法等
　※ 重ね継ぎ手
鉄筋の重ね継手の長さ
　※ ４０ｄと標準仕様書表５.３.２の重ね継手の長さのうち大きい値とする
鉄筋の定着長さ
　※ 柱に取り付ける梁の引っ張り鉄筋の直線定着長さは４０ｄ以上とし、それ以外は
　　標準仕様書表５.３.４による

16 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等

８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（6. 2. 1～4）
※ 普通コンクリート

設計基準強度（Ｆｃ）{Ｎ／mm2}	スランプ（cm）	適用箇所
※ ２４ ・２１	※ 標準仕様書表6.2.2による ・１８	※ コンクリート全て （無筋コンクリートを除く） ・

17 セメント

種類　（6. 3. 1）
　※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又は
　　フライアッシュセメントＡ種
　・ 高炉セメントＢ種
　・ フライアッシュセメントＢ種

18 型枠

８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（6. 8. 2）
せき板の材料　※ 合板　厚さ（ ※ １２mm　・　　）
　　・ メッシュ型枠
　　・ 断熱材を兼用した型枠　厚さ２５mm以下かつ熱抵抗値１ｍｈ℃／ｋＣａｌ以上

19 無筋コンクリート

８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（6. 14. 1）

種　類	設計基準強度（Ｆｃ）{Ｎ／mm2}	スランプ（mm）	施　工　箇　所
※ 普通コンクリート ・	※ １８ ・	※ １５ ・	※ 標準仕様書6.14.1(4)(7)～(8)による ・

種類
　※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又は
　　フライアッシュセメントＡ種
　・ 高炉セメントＢ種
　・ フライアッシュセメントＢ種

20 床コンクリート直均し仕上げ

（8. 1. 4）（表8. 1. 5）
仕上げの平たんさは、図示以外は下記による

改修標準仕様書表8.1.5による平たんさの種別	施工箇所
ａ種	合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロア（置敷式）　（　　）
ｂ種	カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材塗り （　　）
ｃ種	タイル張り、モルタル塗り、フリーアクセスフロア（支柱調整式） （　　）

21 あと施工アンカー

（14. 1. 3）
６章内装改修工事　軽量鉄骨天井下地及び８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による
あと施工アンカーの確認試験　※ 行う　確認強度（底必要強度による）　・ 行わない

22 トイレブース

（20. 2. 5）

表面材の材料	脚部 形状	ドアエッジ 材質
※ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ ・	※ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 表面材と同材

（品質・性能）
（1）パネル

項目	品質・性能
表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。
裏打材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防錆処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
心材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
枠材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき
エッジ材	処理を施した材料とする。
小口	防水処理を施す。

（2）構造金物

項目	品質・性能
脚部 （脚具、幅木）	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1とし、仕上げはHL程度とする。

（3）付属金物

項目	品質・性能
ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。

（4）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5.b) による。

（5）パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品質・性能 耐薬品性及び耐汚染性	品質・性能 耐引っかき性
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表８品質による耐汚染性（Ｂ法）の規定を満足していること。	ー
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。	
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」第９条特殊加工化粧合板に示された耐汚染性Ｂ試験において、試験片の表面に色が残らないこと。	JAS「合板の日本農林規格」第９条特殊加工化粧合板に示された耐引っかき性Ｂ試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。
ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。	
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。	

（試験方法）
（1）ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法ー第2部：ドア用金物」に規定する試験による。
（2）戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験による。
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※ JIS A 6512によりＦ☆☆☆☆以上

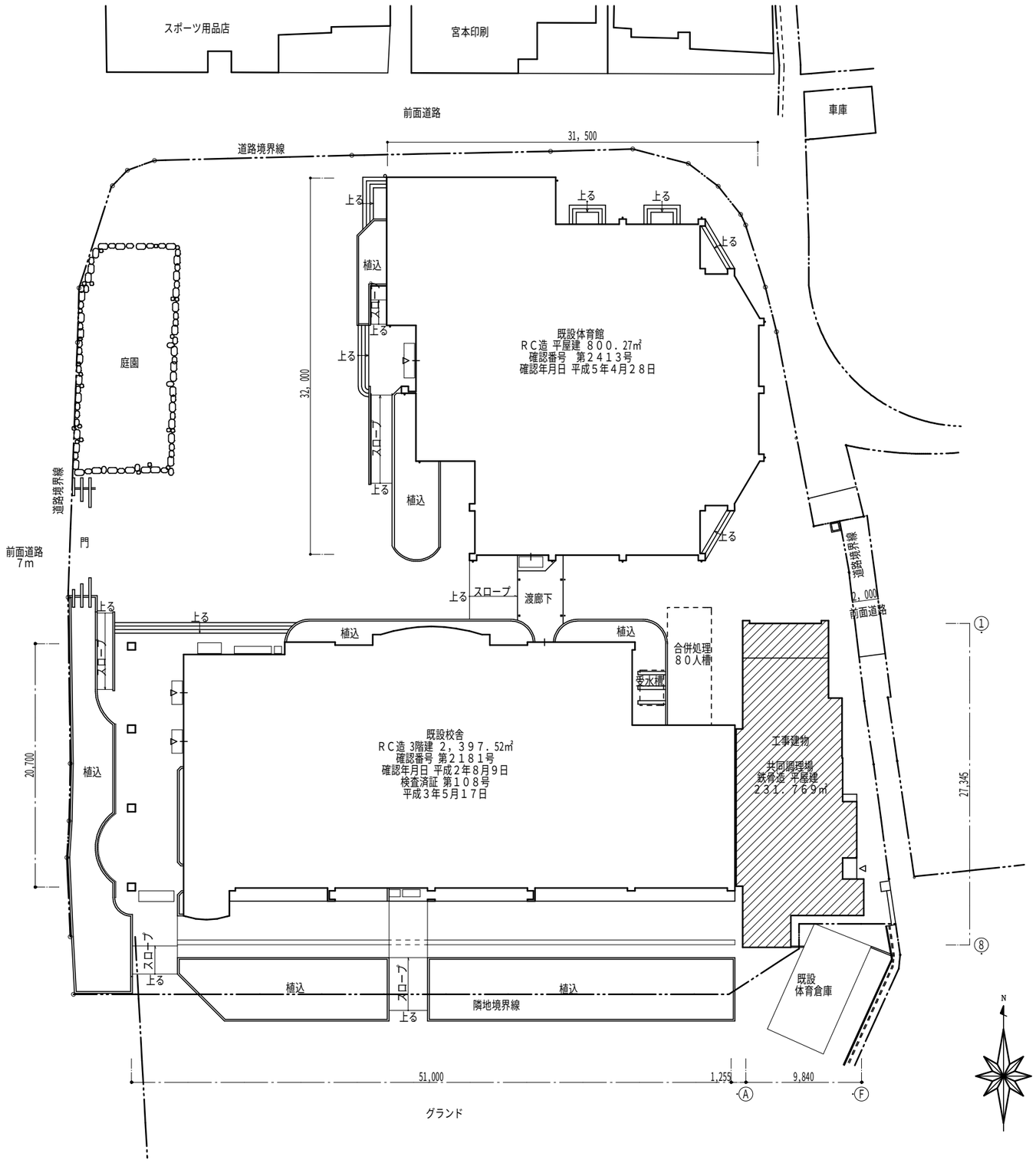

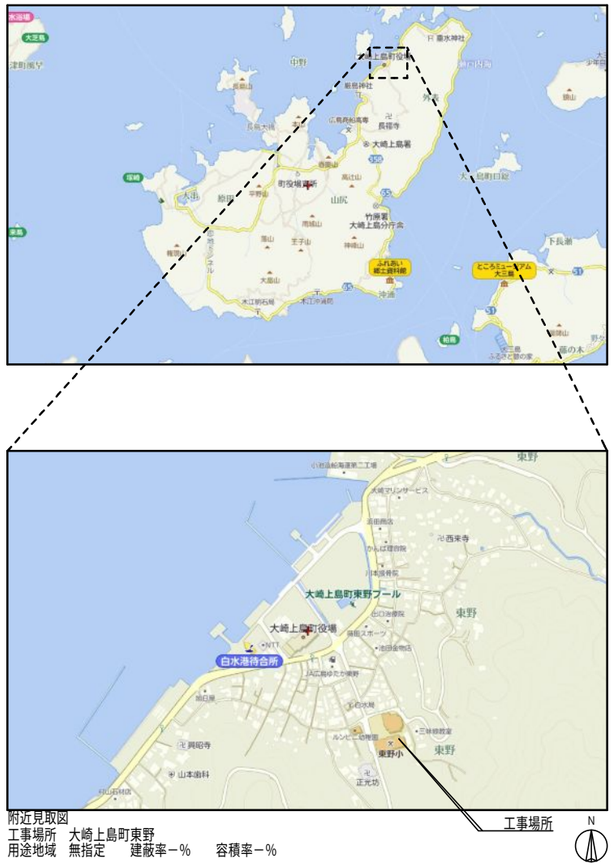

附近見取図
工事場所　大崎上島町東野
用途地域　無指定　　建蔽率－%　　容積率－%

既存建物

東野共同調理場修繕工事＜今回改修建物＞

今回工事　項目

・建築工事　　内壁劣化部分改修
・機械設備工事　給水、給湯配管改修
　　ハンドル改修

凡例　仕様書込み　今回工事

工事名称	東野共同調理場修繕工事	S－24521 令和　7年　5月　日	株式会社 K構造研究所 広島市南区金屋町２－１５ TEL (082) -569-8808 FAX (082) 569-8807	1級建築士事務所 22(1)第0689号 1級建築士 229916号 豊田隆雄	担当 1級建築士 第363328号 今田 雄貴	図面名称 配置図　付近見取り図	SCALE 1/400	A 04

縮小率　A３版100%
　　A１版200%

内部仕上

階	室名		床	巾木	H	壁	天井	廻縁	天井高	室名札	備考
1階	運搬室	改修前	モルタル金鏝押えの上 合成樹脂塗り床（B）塗り	モルタル金鏝押えの上	300	ALC下地 GB<12.5>GL工法 特殊塗料塗り	LGS下地 GB（T）<9.5>貼り	塩ビ製廻り縁	2,400	平付け＊3	物品一時移動及び養生（修繕工事範囲各室共通）
				ビニール床幅木		LGS<65>下地 GB<12.5+9.5> 特殊塗料塗り		（突付け）			
		改修後	既存のまま（壁改修廻り劣化状況にて調整）	←壁改修範囲改修→		一部内装仕上げ撤去及びケレン調整（撤去部一部下地新設）の上	既存のまま（壁改修廻り劣化状況にて調整）	←既存のまま	－	－	－
						キッチンパネル（メラミン不燃化粧板）貼り新設					
	洗浄室	改修前	軽量コンクリート打ち	モルタル金鏝押えの上	300	ALC下地 NB<8>GL工法 特殊塗料塗り	LGS下地 NB<6>目透かし貼り 特殊塗料塗り	塩ビ製廻り縁	2,400	平付け＊3	各水栓ハンドル撤去、給水配管及び給湯配管一部撤去、排水管一部取り外し、調理シンク及び作業台切り離し一時移動
			モルタル金鏝押えの上 合成樹脂塗り床（A）塗り	合成樹脂塗り床塗り		LGS<65>下地 耐水GB<12.5>+NB<6> 特殊塗料塗り		（突付け）	2,800		ラッキングカバー及び保温材必要範囲撤去
		改修後	既存のまま（壁改修廻り劣化状況にて調整）	←壁改修範囲改修→		一部内装仕上げ撤去及びケレン調整（撤去部一部下地新設）の上	既存のまま（壁改修廻り劣化状況にて調整）	←既存のまま	－	－	各水栓ロングハンドル新設、給水配管及び給湯配管一部新設、排水管再接続、調理シンク及び作業台再設置
						キッチンパネル（メラミン不燃化粧板）貼り新設					ラッキングカバー及び保温材一部新設
	調理室	改修前	軽量コンクリート打ち	モルタル金鏝押えの上	300	ALC下地 NB<8>GL工法 特殊塗料塗り	LGS下地 NB<6>目透かし貼り 特殊塗料塗り	塩ビ製廻り縁	2,800	平付け＊5	各水栓ハンドル撤去、給水配管及び給湯配管一部撤去、排水管一部取り外し、調理シンク及び作業台切り離し一時移動
			モルタル金鏝押えの上 合成樹脂塗り床（A）塗り	合成樹脂塗り床塗り		LGS<65>下地 耐水GB<12.5>+NB<6> 特殊塗料塗り		（突付け）			ラッキングカバー及び保温材必要範囲撤去
		改修後	既存のまま（壁改修廻り劣化状況にて調整）	←壁改修範囲改修→		一部内装仕上げ撤去及びケレン調整（撤去部一部下地新設）の上	既存のまま（壁改修廻り劣化状況にて調整）	←既存のまま	－	－	各水栓ロングハンドル新設、給水配管及び給湯配管一部新設、排水管再接続、調理シンク及び作業台再設置
						キッチンパネル（メラミン不燃化粧板）貼り新設					ラッキングカバー及び保温材一部新設

※ 上記以外は展開図による。（室内面鉄骨柱は、繊維混入ケイ酸カルシュウム<25>（耐火1時間通則認定）、改修範囲ケレン下地調整の上、キッチンパネル（コーナー役物はアルミ製メーカー仕様）

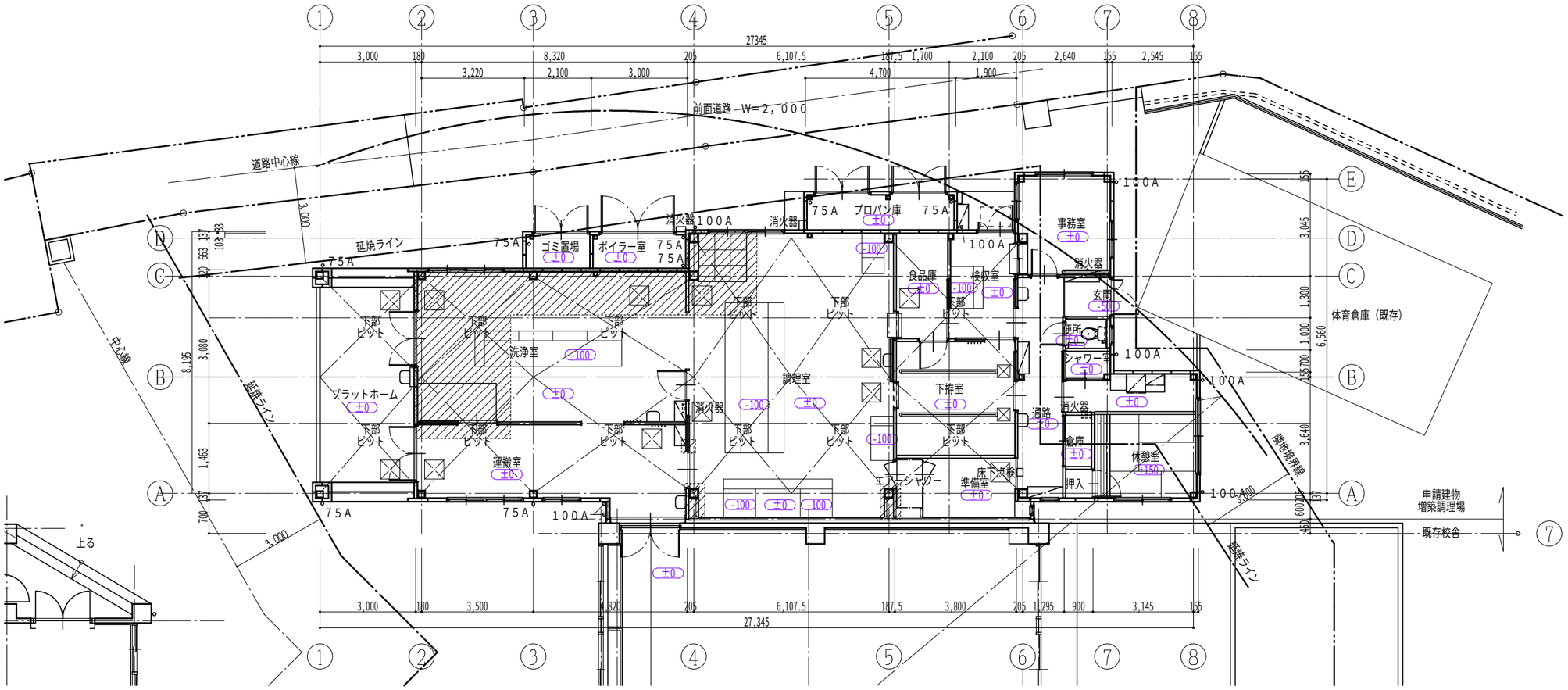

既存建物

東野共同調理場修繕工事<今回改修部分>

今回工事　項目

・建築工事　内壁劣化部分改修

・機械設備工事　内壁改修に伴う給水、給湯配管改修
ハンドル改修

凡例　仕様書込み　今回工事

工事名称				担当	図面名称	SCALE	
東野共同調理場修繕工事	S－24521 令和 7年 5月 日	株式会社K構造研究所 広島市南区金屋町2－15 TEL(082)－569－8808 FAX(082)569－8807	1級建築士事務所 22(1)第0689号 1級建築士 229916号 豊田隆雄	1級建築士 第363328号 今田 雄貴	改修前後 仕上表 1階平面図	1/150	A 05

縮小率 A3版100%
A1版200%

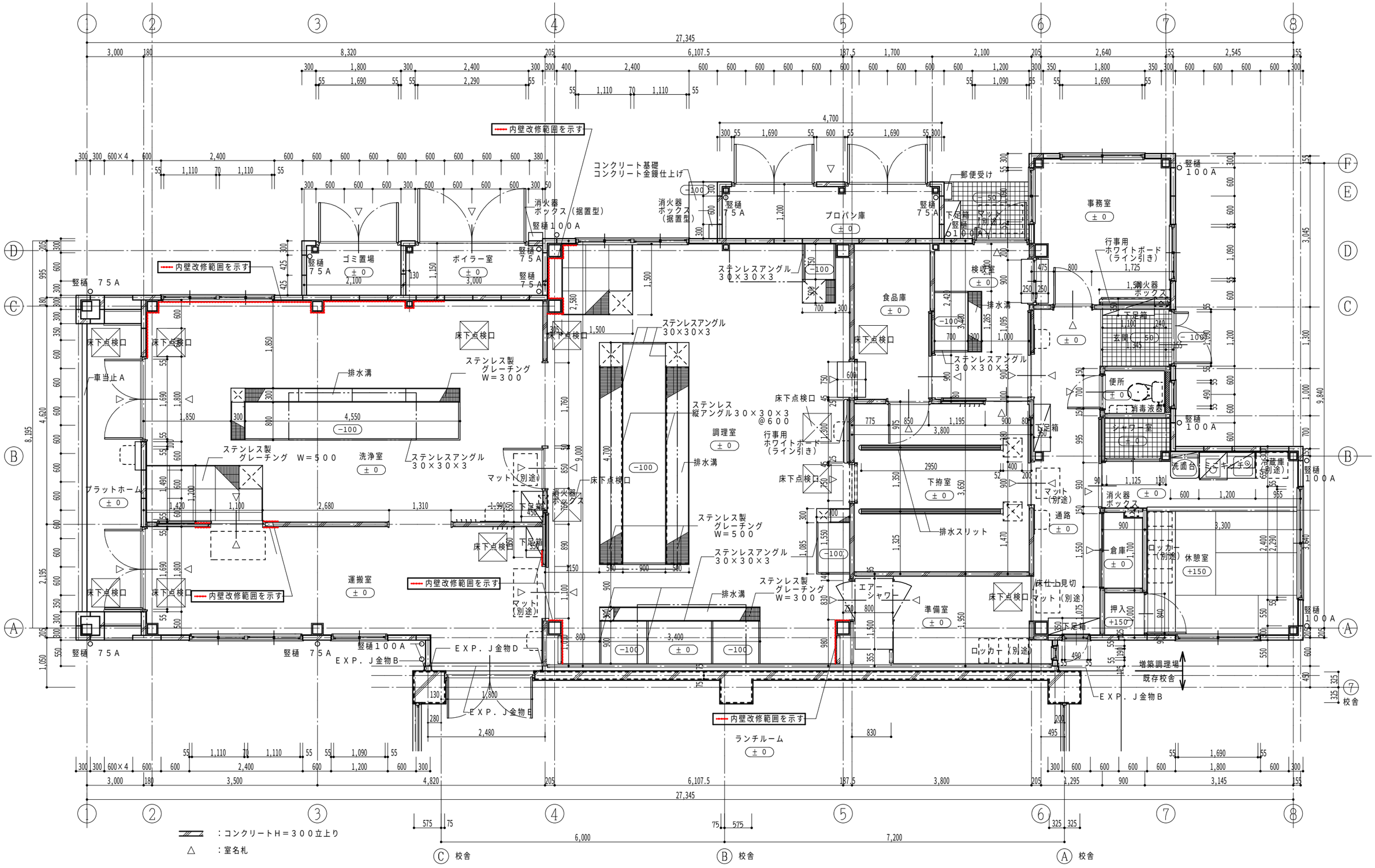

工事名称							
東野共同調理場修繕工事	S-24521 令和 7年 5月 日	株式会社K構造研究所 広島市南区金屋町2-15 TEL (082)-569-8808 FAX (082) 569-8807	1級建築士事務所 22 (1) 第0689号 1級建築士 229916号 豊田隆雄	担当	1級建築士 第363328号 今田 雄貴	図面名称 改修前後 1階平面詳細図	SCALE 1/75	A 06

縮小率 A3版100%
A1版200%

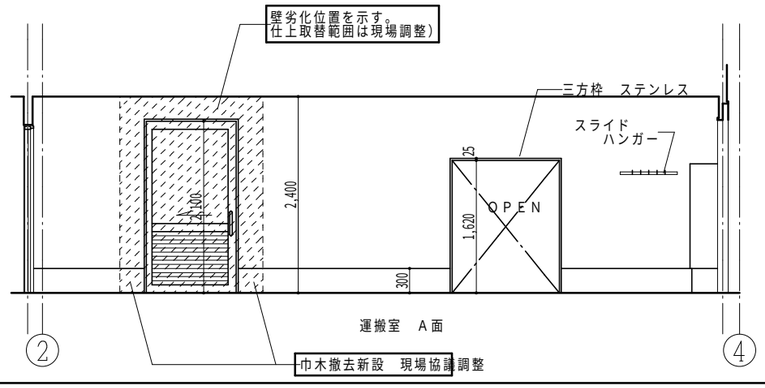

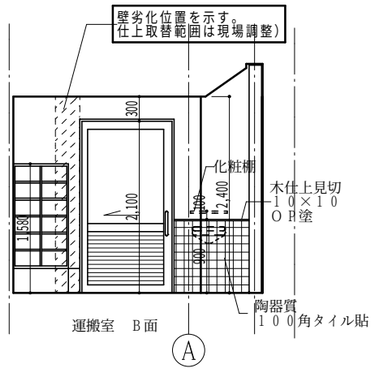

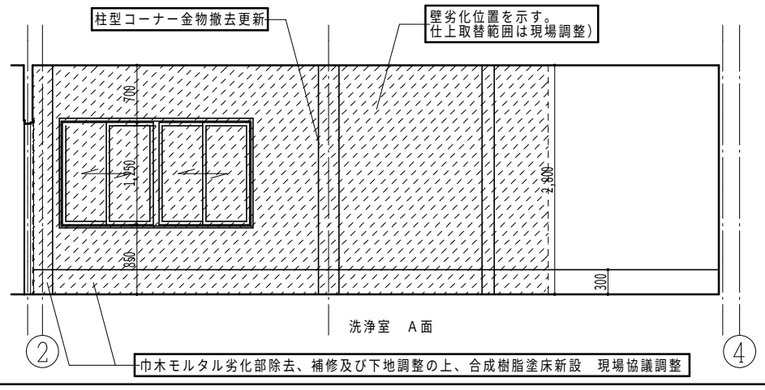

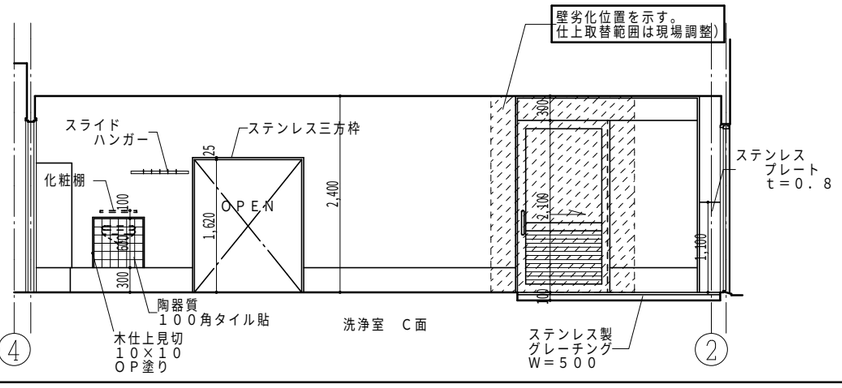

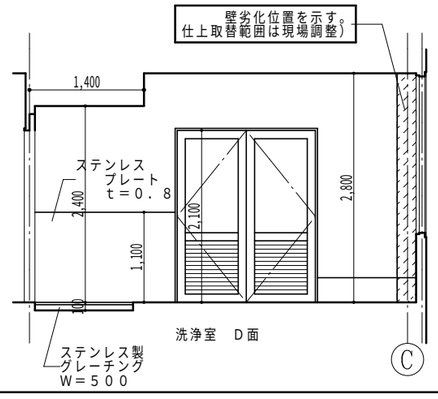

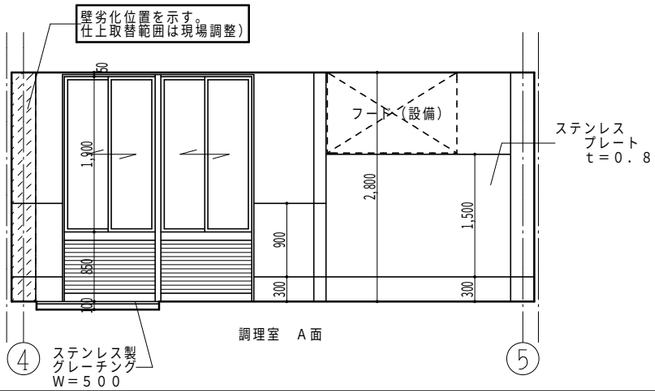

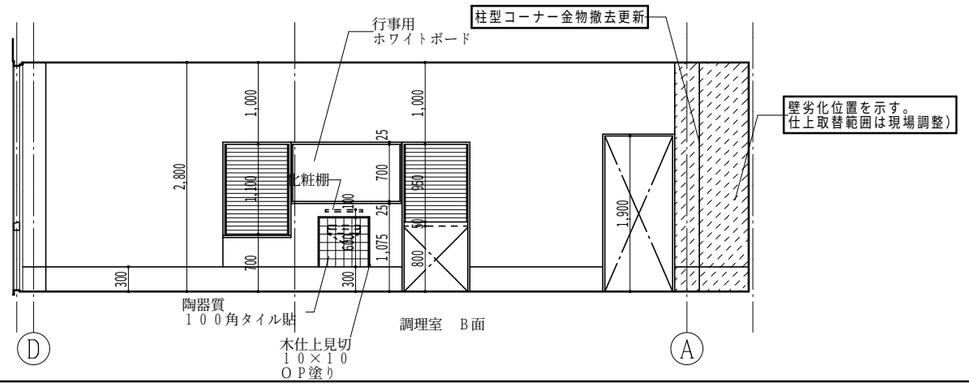

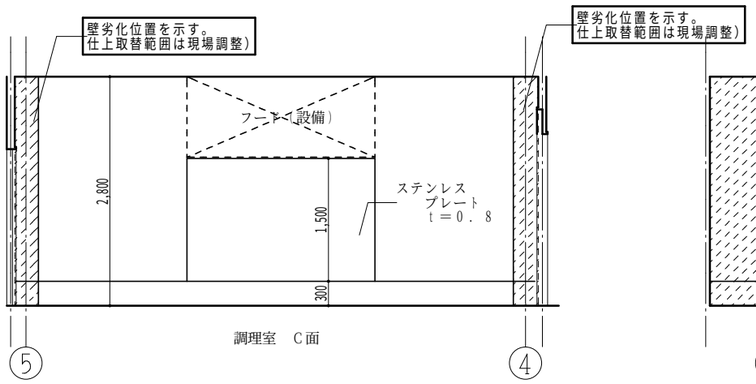

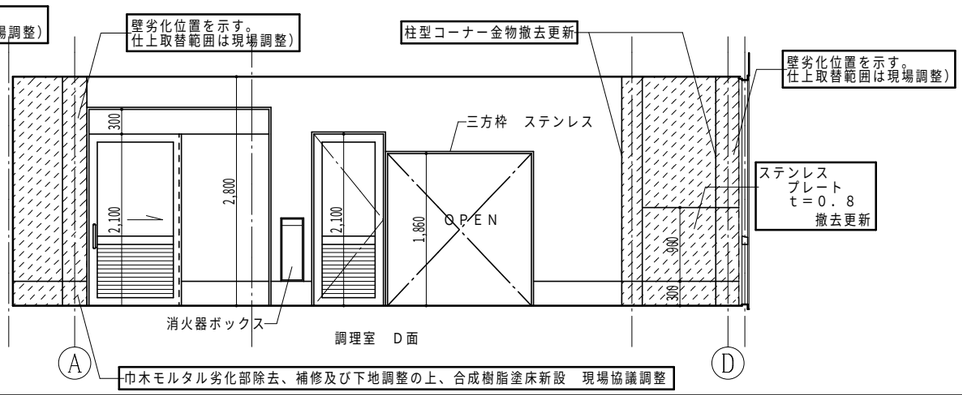

工事名称 東野共同調理場修繕工事	S－24521 令和　7年　5月　日	株式会社K構造研究所 広島市南区金屋町2－15 TEL(082)－569－8808 FAX(082)569－8807	1級建築士事務所 22(1)第0689号 1級建築士　229916号 豊田隆雄	担当 1級建築士 第363328号 今田 雄貴	図面名称 改修前後　展開図H階平面図

SCALE 11//27050　A　07

縮小率　A3版100%
A1版200%

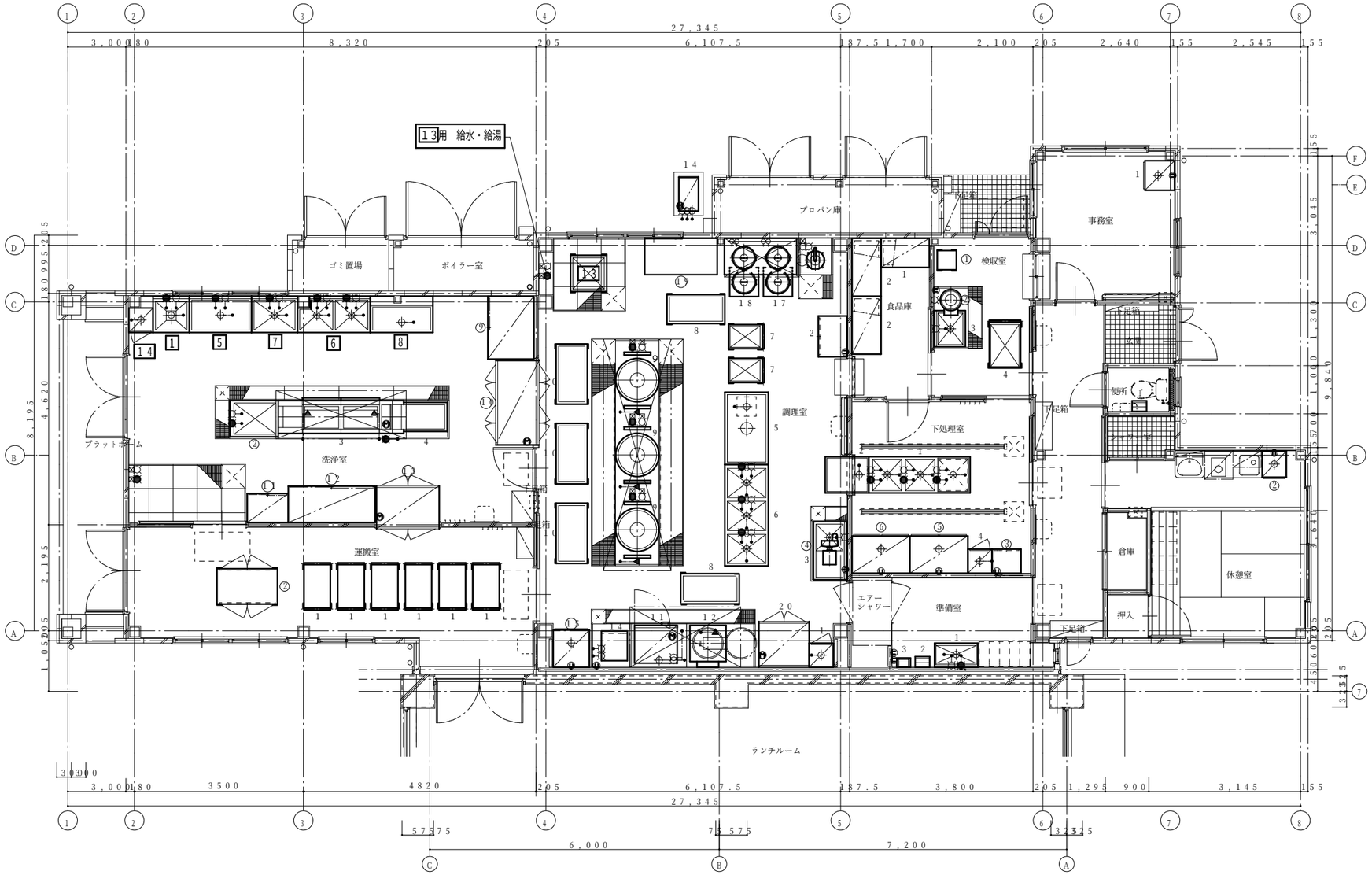

下部
ピット

	No	品名	寸法 間口	寸法 奥行	寸法 高サ	数	型式	給水	給湯	排水	蒸気 給気	蒸気 排気	蒸気 消費量 kg/h	ガス(LPG) 接続	ガス(LPG) 消費量 kcal/h	電気 1P100v	電気 3P200v	フード	備考	
洗浄室	1	残菜処理槽	750	750	700	1		15A-1	15A-1	40A-1									ドライ仕様	機器脱着 給水・給湯管取替 ハンドル取り換え
	5	作業台	1300	750	700	1		15A-1	15A-1	40A-1									ドライ仕様	機器脱着 給水・給湯管取替 ハンドル取り換え
	6	2槽シンク	1500	750	850	1		15A-2	15A-2	40A-2									ドライ仕様	機器脱着 給水・給湯管取替 ハンドル取り換え
	7	1槽シンク	900	750	850	1		15A-1	15A-1	40A-1									ドライ仕様	機器脱着 給水・給湯管取替 ハンドル取り換え
	8	受台	1200	750	850	1				40A-1									ドライ仕様	機器脱着
	14	掃除用具入れ	500	500	1800	1				40A-1										機器脱着
調理室	13	移動シンク	750	750	800	1													ボールバルブ付	ハンドル取替

工事名称 東野共同調理場修繕工事

S-24521
令和 7年 5月 日

株式会社 K構造研究所
広島市南区金屋町2-15
TEL (082)-569-8808 FAX (082) 569-8807
1級建築士事務所 22(1)第0689号
1級建築士 229916号 豊田隆雄

担当 1級建築士 第363328号 今田 雄貴

図面名称 改修前後 厨房機器リスト

SCALE 1/100

A 08

縮小率 A3版100%
A1版200%